

## 敦賀赤レンガ倉庫指定管理者候補者選定委員会の選定結果報告書

敦賀赤レンガ倉庫の指定管理者について、敦賀赤レンガ倉庫指定管理者候補者選定委員会は、申請者から提出された事業計画書、申請者への質疑応答等により、選定委員が管理運営、経費の削減等の項目について評価を行い、次のとおり指定管理者候補者の適格者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

### 1 選定団体名

株式会社丹青社

### 2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 申請団体数

1団体

### 4 申請者の資格等についての適合状況の審査

申請者の資格及び欠格事項（団体であること、国税及び地方税等を滞納していないこと等）については、申請書に添付された証明書類との照合等により、いずれも適合していることを確認した。

### 5 事業計画の審査

- (1) 事業計画の選定基準は、当該施設の条例及び規則に定める指定の基準とした。
- (2) 条例及び規則に規定する指定の基準をもとに選定基準を定め、それぞれの項目に配点をし、1委員1団体当たり1000点満点の評価とした。各委員の評価書の得点数を合計したものの平均点が600点以上である場合、申請者を適格者とした。

### 6 選定委員会委員

| 氏 名       | 職 名 等                 |
|-----------|-----------------------|
| 井 上 武 史   | 東洋大学経済学部総合政策学科教授      |
| 田 畑 裕 司   | 中小企業診断士               |
| 幸 柳 浩 規   | 税理士                   |
| 池 田 裕 太 郎 | ㈱港都つるが観光協会事業本部長       |
| 伊 藤 敬 一   | 敦賀商工会議所常務理事           |
| 清 水 和 夫   | 敦賀市区長連合会常任理事（北地区区長会長） |
| 小 川 明     | 敦賀市まちづくり観光部長          |

## 7 選定の経過

|                                                              |           |
|--------------------------------------------------------------|-----------|
| 第1回選定委員会<br>・指定管理者制度の概要説明<br>・施設概要と管理運営状況についての確認<br>・募集要項の確認 | 書面開催      |
| 候補者の申請受付開始                                                   | 令和7年6月27日 |
| 応募者説明会                                                       | 質問形式により開催 |
| 候補者の申請受付締切                                                   | 令和7年7月25日 |
| 第2回選定委員会<br>・申請者のプレゼンテーション<br>・申請者への質疑応答<br>・評価書の集計<br>・選定   | 令和7年7月31日 |

## 8 選定基準及び評価点

| 選定基準                                                                                                            | 配点  | 申請者の評価点 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
|                                                                                                                 |     | 株式会社丹青社 |
| 1 管理運営                                                                                                          |     |         |
| (1) 利用者の平等な利用が確保されているか                                                                                          | 50  | 38.58   |
| ア 施設の管理運営を希望する理由は適切か<br>イ 経営に関する基本的な考えは適切か                                                                      |     |         |
| (2) 施設の効用が最大限に発揮されているか                                                                                          | 150 | 108.57  |
| ア 設置目的に基づいた運営方針が示されているか<br>イ 施設の利用促進策が有効かつ具体性があるか<br>ウ 運営事業計画が施設の設置目的に基づいた計画となっているか                             |     |         |
| (3) 敦賀市の市政推進に寄与するものであるか                                                                                         | 80  | 52.57   |
| ア 魅力あふれる地域のまちづくり等に寄与する工夫がされているか<br>イ 再委託、物品の調達について、敦賀市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか<br>ウ 障害者の雇用など福祉施策への取組みに配慮がなされているか |     |         |
| (4) 利用者へのサービス向上について                                                                                             | 120 | 87.71   |
| ア サービス向上のための工夫が有効かつ具体的な内容となっているか<br>イ 施設運営に対する利用者の声が反映される体制となっているか                                              |     |         |

|                                                                                                                                                                                                                     |       |        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| ウ 利用者の苦情に対して適切な対応がなされるか                                                                                                                                                                                             |       |        |
| (5) 経営の規模及び能力について                                                                                                                                                                                                   | 250   | 194.57 |
| ア 類似業務の実績があるか<br>イ 職員を確実に確保し得る採用計画、管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか<br>ウ 配置職員の勤務形態・勤務条件及び配置職員の人材育成・研修計画は適切か<br>エ 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか<br>オ 個人情報の管理が適切か（プライバシーポリシーの制定）<br>カ 施設の保守管理、経営に対する考え方は適切か<br>キ 会社の経営状況は適切か |       |        |
| 2 経費の削減                                                                                                                                                                                                             |       |        |
| (6) 施設の管理運営費用の縮減について                                                                                                                                                                                                | 250   | 149.03 |
| ア 経費削減が適切になされているか<br>イ 敦賀市が支払うべき指定管理料が基準管理費用の範囲内で最小限に控えられているか<br>ウ 効率的運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか                                                                                                                      |       |        |
| 3 リニューアルについて                                                                                                                                                                                                        |       |        |
| (7) リニューアル方針についての提案                                                                                                                                                                                                 | 100   | 68.86  |
| ア 周辺環境の変化や今後の管理運営に対し適切であるか<br>イ 施設の設置目的に寄与するものか<br>ウ 規模や内容、リニューアル後の見込は適切であるか                                                                                                                                        |       |        |
| 合計                                                                                                                                                                                                                  | 1,000 | 699.89 |

## 9 各申請者の適格性及び講評

### (1) 適格性

申請者は指定管理者として施設を管理運営する能力を十分有していると認められたため適格者として選定した。

### (2) 講評

株式会社丹青社

(ア) リニューアルについて、新規来場者だけでなくリピーターも確保するため、市や関係者と十分に協議し、ふさわしい内容に精査していただきたい。

(イ) ムゼウムなど周辺施設との連携を強化し、エリア周遊の促進を図っていただきたい。

(ウ) 各テナントとジオラマ館の一体感を出すことで、来訪者と運営者の双方がメリットを拡大できるよう、営業時間の工夫などをしていただきたい。